

根室市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 趣旨

本要項は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）の規定に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止するため、熱中症警戒アラート等が発表された際に、市民等が暑さをしのぐことができる場所として、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を指定することに関し必要な事項を定めるものとします。

2 募集及び期間

根室市では、市民の安全確保と熱中症予防を推進するため、クーリングシェルターとしてご協力いただける施設を募集します。

期間は随時募集とします。

3 対象施設

根室市内に所在する施設で、次の要件を満たすものとします。

- （１）適切に維持管理された冷房設備を有すること。
- （２）北海道に熱中症特別警戒情報が発表された際、又は釧路・根室地方に熱中症警戒情報が発表された際に、周知する利用可能期間及び利用可能日時に市民等へ無料で開放できること。
- （３）利用者が安全に休憩できるスペースを確保できること。
- （４）根室市と指定暑熱避難施設に係る協定を締結できること。
- （５）施設名称、所在地、開放日時、受入可能人数等を市ホームページ等で公表することに同意できること。

4 協力内容

指定施設には、次の事項についてご協力いただきます。

- （１）利用者が休憩できる椅子等を設置すること。
- （２）室内を適切な温度に保つこと。
- （３）利用者の安全確保に努めること。

5 運用期間

毎年５月１日から１０月３１日までとします。

ただし、施設の営業日及び営業時間内で、協定に定める日時に開放するものとします。

6 市の役割

根室市は、次の事項を行います。

- （１）指定施設を市ホームページ等で周知します。
- （２）クーリングシェルターであることを示すポスター等を提供します。
- （３）必要に応じて運営に関する情報提供を行います。

7 応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、電子メール、郵送又は持参により提出してください。

【提出先】

根室市 健康福祉部 健康推進課 健康推進担当

(住所) 根室市常盤町 2 - 2 7

(電話) 0153-23-6111

(メールアドレス) kef_kenkou@city.nemuro.hokkaido.jp

8 指定までの流れ

- ・ 応募
- ・ 内容確認
- ・ 必要に応じて現地確認
- ・ 協定締結
- ・ 指定・市ホームページで公表
- ・ クーリングシェルターとして運用開始

9 その他

- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適切と認める場合は指定されないとあります。
- (2) 指定に伴う施設改修費等は原則として施設管理者の負担とします。
- (3) 施設運営に支障が生じる場合は、市と協議の上、開放日時等を変更することができます。
- (4) 利用者とのトラブル等については、法令及び協定に基づき対応するものとします。
- (5) この要項に定めのない事項については、市と施設管理者が協議して定めます。